

## 刈谷市建設工事抽選均等方式取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、受注機会の確保による地元建設業者の存続及び育成を図るため、一般競争入札の方法により刈谷市が発注する建設工事において実施する抽選均等方式による入札について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 抽選均等方式による入札の対象となる工事は、一般競争入札の方法により発注する建設工事(分割工事を除く。)であって、次の各号のいずれにも該当するもののうちから刈谷市業者選定審査会が決定するものとする。

- (1) 公告日及び開札日が同日となる同業種の発注工事
- (2) 設計金額が500万円以上5,000万円未満のもの

(落札候補者の決定)

第3条 抽選均等方式による入札における落札候補者の決定は、対象工事案件の開札順に行うものとし、その方法は、次のとおりとする。

(1) 予定価格の制限の範囲内での最低価格入札者(以下「抽選対象者」という。)が1人となる工事案件の落札候補者は、当該入札者とする。

(2) 抽選対象者が2人以上となる工事案件(以下「抽選案件」という。)は、抽選対象者のうち優先して落札候補者とする順位(以下「落札候補者優先順位」という。)を抽選により決定する。

(3) 前号の規定により落札候補者優先順位を決定した場合における落札候補者は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者とする。

ア 抽選対象者に開札順上位の抽選案件の落札候補者(以下「先開札抽選案件落札候補者」という。)以外の者が含まれる場合 先開札抽選案件落札候補者を除き、落札候補者優先順位が最上位の者

イ 抽選対象者が先開札抽選案件落札候補者のみの場合 先開札抽選案件落札候補者の中から次に掲げる順に該当する者

(ア) 先開札抽選案件落札候補者となった数が最も少ない者

(イ) 先開札抽選案件落札候補者となった数が同数のときは、それら者のうち、落札候補者優先順位が最上位の者

(周知方法)

第4条 抽選均等方式による入札を行う場合は、公告によりあらかじめ周知するものとする。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

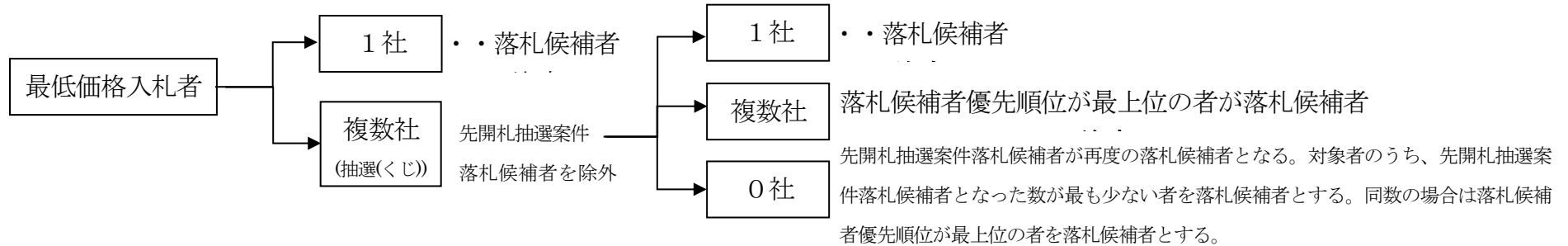
附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(参考)

「抽選均等方式入札」の考え方（フローチャート）

※最低価格入札者を優先とした上で、抽選（くじ）発生時に抽選対象者の受注機会の均等を図る。（落札候補者は開札順に決定する）



抽選時均等方式入札の場合の落札候補者の決定例

案 件	開札順1	開札順2	開札順3	開札順4	開札順5	開札順6	開札順7	開札順8
抽選対象者数	無し	6社	4社	4社	2社	2社	無し	5社
落札候補者 優先順位 (上から)	A社(1,300万円)	A社(1,200万円)	A社(1,100万円)	A社(900万円)	A社(1,000万円)	A社(1,000万円)	D社(1,000万円)	A社(1,200万円)
	B社(1,400万円)	B社(1,200万円)	B社(1,100万円)	B社(900万円)	B社(1,000万円)	B社(1,000万円)	A社(1,200万円)	B社(1,200万円)
	C社(1,400万円)	C社(1,200万円)	C社(1,100万円)	C社(900万円)	C社(1,100万円)	C社(1,100万円)	B社(1,200万円)	C社(1,200万円)
	D社(1,400万円)	D社(1,200万円)	D社(1,100万円)	D社(900万円)	D社(1,100万円)	D社(1,100万円)	C社(1,200万円)	D社(1,200万円)
	E社(1,500万円)	E社(1,200万円)	E社(1,200万円)	E社(1,000万円)	E社(1,200万円)	E社(1,200万円)	E社(1,300万円)	E社(1,200万円)
	F社(1,500万円)	F社(1,200万円)	F社(1,200万円)	F社(1,000万円)	F社(1,200万円)	F社(1,200万円)	F社(1,300万円)	F社(1,300万円)
落札候補者	A社	A社	B社	C社	A社	B社	C社	D社

- 開札順1 抽選無し A社が最低価格入札者であるため、A社が落札候補者
- 開札順2 6社の抽選 A社が落札候補者優先順位1位であるため、A社が落札候補者
- 開札順3 4社の抽選 A社が落札候補者優先順位1位であるが、A社は開札順2の抽選案件の落札候補者となっているため、A社を除き、落札候補者優先順位が最上位のB社が落札候補者
- 開札順4 4社の抽選 抽選対象4社のうち、先開札抽選案件で落札候補者となったA社、B社を除いた上で、落札候補者優先順位上位のC社が落札候補者
- 開札順5 2社の抽選 A社、B社、両社とも既に1件の抽選案件の落札候補者であるが、他に最低価格入札者がいないため、落札候補者優先順位が最上位のA社が落札候補者
- 開札順6 2社の抽選 A社、B社、両社とも先開札抽選案件で落札候補者となっているが、B社の方が先開札抽選案件落札候補者となった数が少ないため、B社が落札候補者
- 開札順7 抽選無し 最低価格入札者がD社1社で抽選案件では無いため、D社が落札候補者
- 開札順8 5社の抽選 先開札抽選案件で落札候補者となっているA社、B社、C社を除いた上で、落札候補者優先順位が最上位のD社が落札候補者